

税理士法人サム・ライズ

料金後納郵便

お客様と共に
走り続けるパートナー

ゆうメール

～ご縁をいただいた、あなたにお届けする～

おしどり通信

亜由美版 Vol.22



こんにちは！まだ花粉症という言葉がない頃から花粉症の林亜由美です。いや～この時期は本当に毎日目を取り出して水でジャブジャブ洗いたくなりますね（笑）。くしゃみ連発の毎日が早く過ぎ去ることを祈って、今月もおしどり通信スタートです。

勇女の会 を開催しました！

かれこれ 15 年くらいになるでしょうか、「勇女の会」なる会を友人と主宰しております。この会にはその名の通り、勇ましいのにちょっぴりビビリな愛すべき「勇女」たちが集まっています。気が付いた時に気まぐれに「そろそろやる？」的に開催しているこの会ですが、日程だけ決めて「やるよー」ってグループに流すと毎回 10 人くらいの勇女が即決してメンバーが決まり、直前まで何も連絡しなくても当日はドタキャンなく全員出席します。



今回のお店は、銀座にあるおしゃれなキノコ鍋のお店。参加者 10 名で、席が 6 人掛けと 4 人掛けのテーブルに分かれておりました。すかさず勇女代表の山崎恵ちゃん（(株) Cappybara 代表）が、「すみません、このテーブルくっつけていいですか？」と。すると店員さんは「申し訳ありませんが鍋を運んだりする時にサービスできなくなるので開けておいてください」と断ります。なのにスーッとテーブルをくっつける勇女たち（笑）。「こらこら、あかんで言うたやろ・・・」ってあきれ顔の店員さんを横目に、いうこときかない勇女たちの宴がスタートです（笑）。

こちらのお店では、30 種類のキノコを 8 時間煮込んで作ったという秘伝のブラックスープが入った鍋が一人一人についてきて、自分で鍋を作ります。



自分の好きなタイミングで好きにやりたい勇女にはもってこいのスタイル！勇女ってこう見えて普段はとっても人に気を遣っているからね（朴よ！）。今日は楽しくみんなで一人キノコ鍋を堪能しました。

気遣いはするけどガマンはしない勇女のたちとの食事は毎回、話題が尽きることなく、話題はお財布の話に。これまた勇女の中の勇女といっても良い勇女が、「私、お財布はお金持ちからプレゼントしてもらって決めてるの」と発言。なんでもお金持ちの友人にこのポリシーを伝え、「じゃ次は私がプレゼントします」という人が現れて毎回プレゼントしてもらおうそうです。なんて勇女らしいのでしょうか！素敵～！なんて話をしたらあっという間に 3 時間が過ぎ、締めのご飯は黒毛和牛の煮込みとたっぷりトリュフのかかった TKG。最後のデザートもしっかりいただき、楽しくパワフルな勇女の会はお開きとなりました。



【勇女の特徴】

1. 直感で即決する
2. 事後報告である
3. 細かな事は気にしてられない
4. 夫は『稼ぐか』より『尊敬出来るか』が大事！
5. 実はチキンである（笑）。。。。

ピンときたあなた！

是非、次回の勇女の会へお越しくださいませ！

☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただけるととても喜びます☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町 1-2-13 川建ビル 2F A

TEL：049-249-0222 FAX：049-249-0220

e-mail：ayumi-hayashi@some-rize.net URL：http://www.some-rize.jp

発行編集責任者：林 亜由美

OSHIDORI MONTHLY COLUMN

STAFF 通信
私の部屋シリーズ

今月は、

かおり

石田 香の部屋 です。



約半年ぶりの登場です！石田香です。最近の私のプライベートを紹介します。今一番の趣味となっているのは「皇居ラン」です。皇居の周りをぐるっと1週5キロのコースを走るというシンプルな運動です。所属しているビジネス交流会のトレーニングのコーチと姿勢矯正のプロが立ち上げてくれた「アメミヤ式ランニング部」というチームで月2、3回走っております。毎週土曜の朝7:30に日比谷へ集合し、5～6人で準備運動から始まります。トレーニングコーチが、走り方の練習やストレッチを入念に指導して下さいます。それぞれペースがありますので1人で走ったり、最初は誰かと走ったりと、自由に気ままです(^^) 時期によっては大会に備える人もいますので、ゆっくり走ったり、10キロ走ったりと、この自由さが最高です♪この自由さに加えて、コーチの雨宮さんが行う練習はまあまあスパル



タなので次の日は必ずどこかしら筋肉痛になっております(笑)一緒に皇居を走りたい方、お声掛けください！

タなので次の日は必ずどこかしら筋肉痛になっております(笑)一緒に皇居を走りたい方、お声掛けください！



続いて、相変わらず食べることが大好きな私のグルメ話です♪最近行ったお店のご紹介です。皆さんも知っている方が多いと思いますが、川越プリンスホテルにある「buffetレストランエトワール」です。幼い頃、家族や親戚に連れていって



らったこともありお馴染みではあるのですが、今も変わらず大好きなお店の一つです。ランチ

buffetは現在2,200円です。15年前位は1,500円でした。ディズニーランドのように少しずつ値上げをしています。それでも行きたいと思える位この上質な雰囲気と美味しいbuffetはオススメです。今回は母と2人で行きました(^^)母は日頃、孫や家族に振り回されているので、ゆっくりできたようです♪私もとても良い時間でした♪

石田 香 (いしだ かおり) プロフィール

♡1987年4月16日生まれ
♡牡羊座・A型・こじか
♡埼玉県坂戸市出身、文京区在住
♡5人家族 3人姉妹の末っ子
♡坂戸高校、武蔵大学・聖学院大学院卒業
♡最近の趣味 マラソン
♡好きな食べ物 メロンパン、カニ、エビ
♡〇〇歴あり ←直接聞いてください^^

2019' 5月開催セミナーのお知らせ

「2年で売上を2倍にする
未来計画の作り方セミナー」

●日時：5月14日(火) 14:00～16:30

主催：未来会計法人メイキット株式会社

「集客からも、営業の不安からも解放される
フロントエンドセミナーの作り方」

●日時：5月16日(木) 14:00～16:30

お問合せ：03-6457-6072 担当：那須野

April
2019

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

4月は新年度がスタートする時期です。入学、進学、入社などでフレッシュな人たちがあふれるこの時期、気持ちも新たにがんばっていききたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2019年4月号

■受贈者の所得要件付加、
残高への課税見直しの上
教育資金の非課税特例 2年延長

■経営力向上計画による固定資産税の
特例は3月31日取得分まで

■年次有給休暇の取得義務化に
関する実務上の注意点

■産業・学歴別初任給の動向

■編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A

TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

受贈者の所得要件付加、 残高への課税見直しの上 教育資金の非課税特例 2年延長

高齢者世代の保有する金融資産を早期移転させ、子育て世代の教育資金の確保と将来を担う人材育成につなげる目的で、一定の教育資金の贈与について贈与税を課さない、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、制度）が設けられています。

この制度について、適用期限である平成31年3月31日を迎えるにあたり、平成31年度税制改正において、受贈者の所得要件設定や年齢制限の見直し等を行った上で、当該期限を2年間延長することが予定されています。以下、2月末日現在の情報に基づき、現行制度の概要と見直しの内容をご案内します。

■ 現行制度の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、年齢30歳未満の受贈者が一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から教育資金に充てるための贈与を受けた場合に、一定の手続きをとることで1,500万円まで贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなど一定の事由により契約が終了した場合に、教育資金として利用されなかった残高があるときは、その残高に対して贈与税が課されます。

平成30年9月末現在、この制度の契約件数は200,055件、贈与された金額は約1兆4,333億円あります（信託協会調べ）。

■ 見直しの内容

見直しが予定されているのは、下表のとおりです。これらの見直しは、「教育資金の範囲」と「残高に対する贈与税課税」を除き、平成31年4月1日から施行される予定です。

なお、同じく高齢者世代の保有する金融資産の早期移転を促す措置として設けられた、直系尊属からの子・孫への結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、受贈者の所得制限が設けられた上で、適用期限を2年間延長することが予定されています。

見直しの内容（2月末日現在の情報に基づく）

項目	現行	改正案
受贈者の所得要件	なし	合計所得金額1,000万円以下
教育資金の範囲※	年齢に関係なく一律適用	23歳以上の者の教育資金の範囲は、以下に限定 ・ 学校等に支払われる費用 ・ 学校等に関連する費用（留学渡航費等） ・ 学校以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの
贈与者死亡時の残高に対する相続税課税	なし	贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかの場合を除き、相続開始時の残高を相続財産に加算 ① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
残高に対する贈与税課税※	30歳到達時の残高に贈与税を課税	30歳到達時に上記②又は③に該当する場合は課税せず、②又は③に該当しなくなった年の年末（40歳に達した場合にはその時点）の残高に対して贈与税を課税

（※）平成31年（2019年）7月1日からの適用

出典：財務省「平成31年度税制改正（案）のポイント」（平成31年2月） 一部編集

経営力向上計画による固定資産税の特例は3月31日取得分まで



弊社は、認定を受けた「経営力向上計画」に基づき機械装置を発注しましたが、製造遅れにより納期が平成31年4月以降になりそうです。4月以降の取得でも固定資産税の特例が適用できますか？



平成31年4月1日以後取得の場合には、固定資産税の特例は適用できません。

固定資産税の特例の概要

中小企業等経営強化法による「経営力向上計画」の認定を受け、当該計画に基づき新規取得した一定の設備には、税制上の優遇措置が用意されています。そのうちの1つが“固定資産税の特例”です。

固定資産税の特例とは、中小企業者等※1が平成31年3月31日までの間に、一定の対象設備を取得した場合に、当該設備に係る固定資産税が**最大3年間2分の1に軽減**される制度です。当該特例は、期限をもって終了します。

よって、ご相談のケースで、機械装置の取得が平成31年4月以降となった場合、当該特例を適用することはできません。

中小企業経営強化税制は2年延長

青色申告書を提出する中小企業者等※1が、認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、平成31年3月31日までに一定の設備投資を行い、指定事業に利用した場合には、法人税（所得税）の計算上、即時償却又は取得価額の10%※2の税額控除※3を選択適用することができます。当該税制の適用期限は、平成31年度税

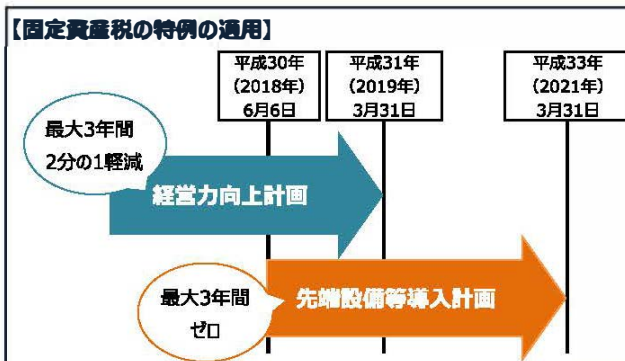


制改正で2年間延長される予定です。

そのため、ご相談のケースでの4月以降の取得に係る設備投資が、中小企業経営強化税制の適用要件に該当する場合には、当該税制の適用が可能です。

取得が4月以降は別の制度も検討

計画に係る固定資産税の特例といえば、中小企業者等※1が生産性向上特別措置法による「先端設備等導入計画」の認定を受け、当該計画に基づき一定の対象設備を取得した場合に、当該設備に係る固定資産税が、市町村の判断により**最大3年間ゼロ**となる特例が、平成30年6月6日からスタートしています。4月以降の設備投資に関しては、当該制度も検討されるとよいでしょう。



(※1) 中小企業者等とは、次のいずれかに該当する事業者をいいます。

①法人

- ・資本金（出資金の額）が1億円以下（一定規模の法人に一定割合の出資を受けている法人を除く）
- ・資本金（出資金の額）を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下

②個人

- ・常時使用する従業員数が1,000人以下

(※2) 資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%です。

(※3) 上限があります。

年次有給休暇の取得義務化に関する実務上の注意点

働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、4月から年10日以上之年次有給休暇（以下、年休）が付与される従業員について、使用者は年5日の年休を確実に取得させることが義務となります。この年休の取得義務化に関する通達が、昨年12月に厚生労働省より発出されたことから、実務上の注意点を確認しておきましょう。

■ 取得日の指定と就業規則の変更

年休の取得義務化により、使用者は年5日の年休について、従業員に取得を希望する時季を聞き、その希望を尊重しつつ取得日を指定し、取得させる必要があります。ただし、従業員が自ら取得した日数や労使協定による計画的付与で取得した日数（いずれも取得する予定の日数を含む）はこの5日から差し引くことができます。

なお、今回新設された使用者による時季指定を行う際には、就業規則に時季指定の対象となる労働者の範囲や時季指定の方法などを記載する必要がありますので、就業規則の変更を忘れずに行うようにしましょう。

■ 取得義務化の対象者

今回の取得義務化の対象者には、管理監督者や年10日以上之年休が付与されるパートタイマーも含まれます。また、年度の途中に育児休業等から復帰した従業員も対象者となるため、復帰後に年5日を取得させる必要があります。ただし復帰した日によっては、年休を

取得させることとなる残りの期間の労働日数が、使用者が取得日の指定を行う必要のある年休の残日数より少なく、5日を取得させることが不可能なこともあります。このような場合は対象になりません。

■ 年5日の対象となる年休の単位

年休は、1日単位で取得することが原則ですが、通達で半日単位での取得も認められています。また、労使協定を締結することで時間単位での取得も認められています。

今回の取得義務化では、半日単位の年休については、取得義務化となる5日から差し引くことが認められます。これに対し、時間単位の年休については、使用者が取得日を指定する年休に含めることはできず、従業員が自ら取得したときであっても、取得義務化となる5日から差し引くことはできません。

既に時間単位の年休を認めている場合はもちろん、今後予定している場合も、この点を押さえておきましょう。

年休の取得義務化では、従業員に確実に年休を取得させる必要があります。仮に、使用者が指定した取得日に、従業員が取得を希望せず勝手に勤務をするというケースも想定されます。その場合は、その日について年休を取得したとは判断されません。その結果、年5日の年休を取得しない従業員が発生したとしても、法違反の指摘を免れることはできません。罰則が定められた制度であり、法律の施行が4月からのため、対応に向けてお困りのことがあるときには、労働基準監督署等にご相談ください。

産業・学歴別初任給の動向

4月は新年度の始まりと同時に、新卒採用を行った企業にとっては新入社員を迎える季節です。ここでは、初任給に関するデータを産業や学歴別にご紹介します。

ほとんどの学歴で前年を上回る

厚生労働省の調査結果*から、産業別に2018（平成30）年の性、学歴別初任給をまとめると、下表のとおりです。

産業計については、男女計はすべての学歴で、2017年に続いて前年を上回りました。男女別では、男性はすべての学歴で前年を上回りました。女性は大学卒が減少となったものの、それ以外は前年を上回りました。

産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業や不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業で、産業計を上回る金額

の学歴が多くなっています。一方で、産業計を下回る金額となった学歴が多い産業も、少なくありません。

賃金の引き上げ傾向は依然として続いており、2019年の初任給についても、引き下げを行う事業所は少なくなると予想され、2018年以前と同様に全体では増加傾向になることが考えられます。人材採用を行う企業では、自社の給与水準だけでなく、こうした初任給の額も参考にしながら、採用時の給与額を決めていく必要があるでしょう。

2018（平成30）年産業、性、学歴別初任給（千円）

産業	男女計				男性				女性			
	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計（2018年）	238.7	206.7	181.4	165.1	239.9	210.1	182.9	166.6	234.2	202.6	180.4	162.3
産業計（2017年）	233.4	206.1	179.2	162.1	233.6	207.8	180.6	164.2	232.4	204.1	178.4	158.4
産業計（2016年）	231.4	203.4	176.9	161.3	231.7	205.9	179.7	163.5	229.7	200.0	175.2	157.2
鉱業、採石業、砂利採取業	256.8	223.1	205.7	166.3	256.7	229.0	205.7	167.3	257.5	214.2	-	144.3
建設業	233.4	214.6	190.5	172.3	232.8	217.1	191.4	173.3	236.4	207.4	186.5	162.0
製造業	233.9	205.2	179.7	164.3	233.9	205.3	181.7	165.2	234.0	204.9	175.8	161.5
電気・ガス・熱供給・水道業	229.2	201.2	180.4	163.2	229.2	200.0	181.4	163.3	229.0	204.8	177.5	161.9
情報通信業	235.3	215.8	188.7	164.6	235.9	216.9	192.7	165.0	233.1	213.9	179.9	164.0
運輸業、郵便業	231.8	198.6	182.2	168.5	232.2	202.0	184.2	168.5	230.2	195.1	179.7	168.3
卸売業、小売業	233.5	205.5	177.9	165.1	233.8	207.9	178.2	166.1	232.5	202.1	177.4	164.2
金融業、保険業	241.5	204.6	167.8	148.9	243.4	210.8	178.2	143.2	234.0	199.4	167.1	149.8
不動産業、物品賃貸業	238.6	210.6	183.3	169.3	245.4	216.4	184.9	173.3	224.9	202.6	182.2	164.9
学術研究、専門・技術サービス業	266.5	224.5	180.6	167.6	270.9	226.8	181.5	168.2	252.3	220.7	179.5	165.9
宿泊業、飲食サービス業	216.2	198.1	175.7	164.9	215.7	201.7	170.2	166.5	217.2	195.6	178.4	164.0
生活関連サービス業、娯楽業	207.3	206.1	177.1	167.8	198.0	209.6	177.1	165.4	217.8	203.0	177.0	168.4
教育、学習支援業	232.4	205.9	182.9	159.2	236.5	212.0	176.2	159.0	226.6	203.0	183.3	159.3
複合サービス事業	184.1	182.9	163.8	153.9	184.2	183.0	160.4	153.9	181.4	182.8	165.0	153.9
サービス業（他に分類されないもの）	223.0	202.0	178.9	167.1	225.7	203.8	182.1	168.7	217.5	199.3	171.4	163.6

厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」より作成

※厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した15,663事業所を対象に、初任給が確定している15,155事業所について集計したものです。なお、産業計の数値には、医療、福祉の分も含まれます。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/18/index.html>

落とし物が心配なあなたに! スマートタグをご存知ですか?

新年度を迎えるこの季節、1人暮らしを始めたり、財布や定期入れを買い換えたりする方もいらっしゃるでしょう。一方で、カギや財布、定期入れなどをなくした経験がある方も、いらっしゃるでしょう。今回は、これらの紛失を防止したり、紛失してしまった時に発見の可能性を高めたりすることができる便利アイテム、“スマートタグ”をご紹介します。

■ スマートタグとは

スマートタグは、忘れ物防止タグや紛失防止タグともいわれ、手持ちのスマートフォンやタブレット（以下、スマホ）と連動させることで、置き忘れの防止や、なくした物を見つけることができるアイテムです。このスマートタグには、BluetoothやGPSが組み込まれているため、次のようなことができます。

主な機能

- 連動しているスマホと一定の距離が離れるとスマホに通知（アラート）が出る
- なくした際にGPS機能で追跡できる
- スマートタグから音を出して探しやすくなる

確認できた範囲では、価格は5,000円以下が多く、大きさは邪魔にならない500円硬貨からキーホルダー程度、電池式で寿命は約1年間、という製品が多いようです。電池は交換が可能な製品と不可能な製品がありました。

それでは具体的な製品をいくつか、特徴的な機能とともにご紹介します。

◇ MAMORIO（マモリオ）

MAMORIOをつけた持ち物を置き忘れたとき、忘れた場所などをスマホで確認できます。

また、鉄道の駅などに設置されたMAMORIO SpotにMAMORIOをつけた紛失物が届くと、持

ち主に通知が届く機能もあります。

その他にもMAMORIOをつけた紛失物の近くを他のユーザーがすれ違うと検知し、持ち主にその地点を知らせてくれる「みんなでさがす」機能があります。



参考：商品サイト

<https://mamorio.jp/>

◇ Tile（タイル）

Bluetoothの接続範囲内にTileをつけた紛失物があれば、本体からの音声によって場所を知らせてくれます。スマホでは、持ち物が最後にあった場所を地図で表示してくれるので、探しやすくなります。

また、スマホが見つからない場合は、Tile側からスマホを鳴らして探すことも可能です。

その他、AmazonEchoやGoogleHomeなどのスマートスピーカーにも対応しており、スマートスピーカーを通じて探すこともできるのが特徴といえるでしょう。

参考：商品サイト

<https://www.softbankselection.jp/special/tile/>

上記のほかにも、さまざまなスマートタグが発売されています。物をなくしがちな方や家に忘れてしまうことが多い方は、リスク対策としてご自身にあったアイテムを探してみたいかがでしょうか。

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2019年5月

お仕事備忘録

1. 住民税の改定対応

2. 自動車税の納付

3. 夏季賞与検討・情報収集

4. 障害者雇用納付金の申告

5. 夏に向けての準備

6. 健康診断の実施

1. 住民税の改定対応

6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。

2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

3. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

4. 障害者雇用納付金の申告

2018年4月から2019年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

5. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会など）の企画準備

6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

お仕事 カレンダー

2019.5

今年の5月は、改元に伴い、新元号への様式等の書き換えや、各種システムの変更作業等が発生します。通常の定例業務に支障が出ないように段取りよく進めていきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	大安	天皇の即位の日
2	木	赤口	国民の休日
3	金	先勝	憲法記念日
4	土	友引	みどりの日
5	日	仏滅	こどもの日
6	月	大安	振替休日 立夏
7	火	赤口	
8	水	先勝	
9	木	友引	
10	金	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	仏滅	
12	日	大安	
13	月	赤口	
14	火	先勝	
15	水	友引	●障害者雇用納付金の申告期限
16	木	先負	
17	金	仏滅	
18	土	大安	
19	日	赤口	
20	月	先勝	
21	火	友引	小満
22	水	先負	
23	木	仏滅	
24	金	大安	
25	土	赤口	
26	日	先勝	
27	月	友引	
28	火	先負	
29	水	仏滅	
30	木	大安	
31	金	赤口	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分）

新年度が始まりました！ピカピカのランドセルを背負った小学生がとても可愛く思えます。今のランドセルは緑や茶色・ピンクとその子の個性にあった色で、昔とは大違いですね。また、価格も10万を超える商品も！！6年間綺麗に使用してほしいと願うは親ばかり。。真新しいランドセルを背負う小さな1年生が、希望に満ち溢れた笑顔が眩しく見え、目を細めてしまう今日この頃です。さて今月のお題は、社会人1年生。



今月のテーマ

ピカピカの社会人！どんな1年生？

石田



社会人と言えるのは、サムライズに入社した時と考えています。当時皆から「志願兵」と言われる位、行動派な1年生でした！志願兵の理由は、募集をしていないサムライズに、突然電話をして履歴書を送ったからです（笑）普通断れる話かと思うのに応じて下さり感謝です！

小笠原



学生を卒業し、初めての就職先はプリンスホテルでした！入社前の泊まり込み1週間研修時に、たばこを吸っているのが見つかり落ちこぼれの烙印を押されたまま入社。懲りない私は、出勤時の洋服はへそ出しルック接客業なのに日焼けし真っ黒、ダメダメ新入社員でした（´ω´）

黒田



最初の就職先は商社の経理職でした。学生の時に学んだ簿記の知識と、実務のやり方の違いに戸惑いました。先輩に教わりつつ、『学校ではこう習ったのに！』と日々考えておりました。教科書で学べる通りに仕事は進まないという事を実感でき、とても貴重な体験が出来ました。

相蘇



学生を卒業しましたが、就職することができず、バイト生活に明け暮れていました。イベント会場の設営、撤去、カラオケ屋の店員、ライブ会場の案内係、駅構内の清掃など本当に多種多様な仕事をしてました。おかげで色々なことを学ぶことができました。

瀬川



社会人1年目の就職先は温泉旅館の接客課でした。入社式前は寮への引っ越しや研修と大忙し。朝早かったのが寝坊もたまに…毎回着付け時間が更新され、みんなで着物＋スニーカーでダッシュしていました（笑）同期とは毎年集まりたいねと言っています（笑）

東海林



社会人1年目は飲食店で店長をしておりました。異動が頻繁で所沢店や赤塚店、高島平店、高田馬場店などを転々と致しました。どの店でも働いているアルバイトはみんな自分と年齢が近くて、逆にバイトリーダーみたいな存在が自分よりも年齢が高くて、扱うのが大変でした。

那須野



私は4年生大学を6年かけて卒業した後、ピンクのうさぎちゃんがトレンドマークの英会話教室に就職をしました。新入社員の私の仕事は「ティッシュ配り」。おかげでティッシュ配りのプロになり40分で500枚配り終え、自慢げに先輩に報告をしていました（笑）

村瀬



初めて会計事務所へ就職した日。2月16日でした。いきなり繁忙期はたいへんきつかったです。仕事が終わらない、先輩は忙しいから簡単に質問が出来ない、どうしよう・・・不安で仕方なかった記憶が思い出されます。でも、この時採用していただいたおかげで、今があると思うと感謝しかありません。

経営理念

「永続的发展を支援し、縁あるすべての人を元気に!!」



税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット株式会社

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A

<https://some-rize.jp/>